

4. 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例

1 から 3 を踏まえると、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせて提供する場合として、例えば以下のような例が考えられる。

＜通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例＞

例 1：通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋放課後等デイサービス（障害児）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護、放課後等デイサービスは、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス、共生型サービスとして提供可能	
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護、放課後等デイサービス】 通所介護の必要人員	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【通所介護】 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、<u>消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護、放課後等デイサービス】 通所介護の必要設備

※ 共生型サービスにあつては、人員・設備基準はこれまで提供していたサービスと同様の基準に依るが、運営基準は新たに提供するサービスの基準に依るものである。（以下同じ。）

例 2：通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋小規模保育事業（B型）（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス、共生型サービスとして提供可能	
○ 管理者（通所介護）、嘱託医、調理員（小規模保育事業（B型））は、兼務可能	○ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備（通所介護）と軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備（小規模保育事業（B型））は、別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、医務室、調理室、便所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備（通所介護）、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備（小規模保育事業（B型））は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】 通所介護の必要人員 【小規模保育事業（B型）】 保育士（※）、<u>嘱託医、調理員</u> ※1/2以上保育士で、保育士以外には研修実施	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【通所介護】 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、<u>消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護】 通所介護の必要設備 【小規模保育事業（B型）】 乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、屋外遊技場、<u>医務室、調理室、便所、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>

例3：通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋地域子育て支援拠点事業（児童）
＋利用者支援事業（基本型）（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス・共生型サービスとして提供可能	
—	○ 食堂・機能訓練室（通所介護）と適当な設備（地域子育て支援拠点事業／利用者支援事業（基本型））は、別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備（通所介護）、適当な設備（地域子育て支援拠点事業／利用者支援事業（基本型））は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
<サービス毎の必要人員> ※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 <u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】 通所介護の必要人員 【地域子育て支援拠点事業】 子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者 【利用者支援事業（基本型）】 利用者支援専門員	<サービス毎の必要設備> ※下線は共用可能な設備 【通所介護】 <u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護】 通所介護の必要設備 【地域子育て支援拠点事業】 <u>適当な設備、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等</u> 【利用者支援事業（基本型）】 <u>適当な設備</u>

例4：小規模多機能型居宅介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋一時預かり事業（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、基準該当障害福祉サービス・共生型サービスとして提供可能	
—	○ 居間及び食堂、浴室、消火設備及び非常発生時に対する非常設備、その他必要な設備及び備品等（小規模多機能型居宅介護）は、一時預かり事業の利用者・従業者が利用可能
<サービス毎の必要人員> ※下線は兼務可能な人員 【小規模多機能型居宅介護】 <u>管理者、代表者</u>、小規模多機能型居宅介護従業者、計画作成担当者 【生活介護】 小規模多機能型居宅介護の必要人員 【一時預かり事業】 保育従業者	<サービス毎の必要設備> ※下線は共用可能な設備 【小規模多機能型居宅介護】 <u>居間及び食堂、宿泊室、浴室、消火設備及び非常災害発生時に対する必要設備、その他必要な設備及び備品等</u> 【生活介護】 小規模多機能型居宅介護の必要設備 【一時預かり事業】 必要な設備

<訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例>

例5：認知症対応型通所介護（高齢者等）＋就労継続支援B型（障害者）
 ＋放課後児童健全育成事業（児童）＋就労訓練事業（生活困窮者）

兼務可能な人員	共用可能な設備
○ 管理者（認知症対応型通所介護（単独型・併設型）／就労継続支援B型）は、兼務可能	○ 食堂・機能訓練室（認知症対応型通所介護（単独型・併設型））と訓練・作業室（就労継続支援B型）、相談室（認知症対応型通所介護（単独型・併設型））と相談室（多目的室）（就労継続支援B型）、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（認知症対応型通所介護（単独型・併設型）／就労継続支援B型）と軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備（放課後児童健全育成事業）は、別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室（認知症対応型通所介護（単独型・併設型））、訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備（就労継続支援B型）、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備（一時預かり事業）は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
<サービス毎の必要人員> ※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型通所介護（単独型・併設型）】 <u>管理者</u>、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員 【就労継続支援B型】 <u>管理者</u>、職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者 【放課後等児童健全育成事業】 放課後児童支援員 【就労訓練事業】 基準なし	<サービス毎の必要設備> ※下線は共用可能な設備 【認知症対応型通所介護（単独型・併設型）】 <u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【就労継続支援B型】 <u>訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> 【放課後児童健全育成事業】 <u>専用区画、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備</u> 【就労訓練事業】 基準なし

<泊まりのサービスを組み合わせる例>

例6：通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋就労継続支援B型（障害者）
 ＋短期入所生活介護（高齢者等）＋短期入所（障害者）＋保育所（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス・共生型サービスとして提供可能 ○ 短期入所は、短期入所生活介護の基準で、空床利用型事業所として提供可能。	

○ 管理者(通所介護／就労継続支援B型／短期入所生活介護)、医師(短期入所生活介護)、嘱託医(保育所)、栄養士(短期入所生活介護)、調理員(保育所)、調理員その他の従業者(短期入所生活介護)は、兼務可能	○ 食堂・機能訓練室(通所介護／短期入所生活介護)と訓練・作業室(就労継続支援B型)、相談室(通所介護)と相談室(多目的室)(就労継続支援B型)と面談室(短期入所生活介護)、事務室(通所介護)と介護職員室・看護職員室(短期入所生活介護)、医務室(短期入所生活介護／保育所)、調理室(短期入所生活介護／保育所)、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(通所介護／就労継続支援B型)と軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備(保育所)は、別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室(通所介護／短期入所生活介護)、訓練・作業室(就労継続支援B型)、静養室(通所介護／短期入所生活介護)、相談室(通所介護)、相談室(多目的室)(就労継続支援B型)、面談室(短期入所生活介護)、事務室(通所介護)、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(通所介護／就労継続支援B型)、軽便消化器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備(保育所)、洗面所(就労継続支援B型)、洗面設備(短期入所生活介護)、便所(就労継続支援B型／短期入所生活介護／保育所)、医務室(短期入所生活介護／保育所)、浴室(短期入所生活介護)、調理室(短期入所生活介護／保育所)、洗濯室(洗濯場)(短期入所生活介護)、汚物処理室(短期入所生活介護)、介護材料室(短期入所生活介護)は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 <u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】 通所介護の必要人員 【就労継続支援B型】 <u>管理者</u>、職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者 【短期入所生活介護】 <u>管理者</u>、医師、栄養士、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、 <u>調理員その他の従業者</u> 【短期入所】 短期入所生活介護の必要人員 【保育所】 <u>保育士</u>、<u>嘱託医</u>、<u>調理員</u>	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【通所介護】 <u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>相談室</u>、<u>事務室</u>、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備 【生活介護】 通所介護の必要設備 【就労継続支援B型】 <u>訓練・作業室</u>、<u>相談室(多目的室)</u>、<u>洗面所</u>、<u>便所</u>、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備 【短期入所生活介護】 <u>居室</u>、<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>医務室</u>、<u>面談室</u>、<u>介護職員室</u>、<u>看護職員室</u>、<u>浴室</u>、<u>洗面設備</u>、<u>便所</u>、<u>調理室</u>、<u>洗濯室(洗濯場)</u>、<u>汚物処理室</u>、<u>介護材料室</u> 【短期入所】 短期入所生活介護の必要設備 【保育所】 <u>乳児室</u>・<u>ほふく室</u>、<u>保育室</u>・<u>遊戯室</u>、<u>屋外遊技場</u>、<u>医務室</u>、<u>調理室</u>、<u>便所</u>、<u>軽便消火器具等の消火用具</u>、<u>非常口</u>その他非常災害に必要な設備

＜泊まりのサービスを組み合わせる例＞

例 7：認知症対応型共同生活介護（高齢者等）＋共同生活援助（障害者）

兼務可能な人員	共用可能な設備
○ 管理者（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、代表者（認知症対応型共同生活介護）は、兼務可能	○ 居間（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、食堂（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、浴室（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、消火設備（認知症対応型共同生活介護）と消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（共同生活援助）は、別々に設置する必要なし ○ 居間（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、食堂（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、台所（認知症対応型共同生活介護）、浴室（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、便所（共同生活援助）、消火設備（認知症対応型共同生活介護）、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（共同生活援助）は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型共同生活介護】 <u>管理者、代表者、介護従業者、計画作成担当者</u> 【共同生活援助】 <u>管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員</u>	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【認知症対応型共同生活介護】 <u>居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u> 【共同生活援助】 <u>居室、居間、食堂、便所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>

5. 本来の事業実施に支障が生じない範囲における一時的な利用

上記 1 から 4 のように各福祉制度に基づくサービスを総合的に提供する取扱い以外に、複雑化・複合化したニーズや、既存制度では対応できていない狭間のニーズを抱え、社会との関係性が希薄化した者に対して、多様な社会参加への支援を提供しうる地域資源を確保する必要がある。

そのため、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和 3 年 3 月 31 日子発 0331 第 9 号、社援発 0331 第 15 号、障発第 0331 第 11 号、老発 0331 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において整理したとおり、既存の福祉サービス事業所等の定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で、本来の支援対象者とは別に社会参加に向けた支援の対象者を受け入れることも可能としている。本通知を踏まえ、各自治体において多様な社会参加への支援に向け、福祉サービス事業所等の地域資源の積極的な活用をお願いしたい。

本来事業の事業実施に支障が生じない範囲における事業の対象者以外の者の受入

これまでの課題

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所において、指定等を受けた事業（本来事業）の対象者以外の者の受け入れについては、以下の懸念により進んでこなかった。
 - ・ 本来事業の指定基準等に違反しないか
 - ・ 施設整備について補助金等が交付されている場合、施設の目的外使用にならないか

社会参加に活用を図るための整理

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所の**本来事業の事業実施に支障が生じない範囲であれば、社会参加に向けた支援の対象となる者の受入が可能**であることを明確にし、**本来事業の実施に支障が生じない範囲の考え方を整理**
- 施設整備について補助金等が交付されている場合について、**補助金等の目的外使用にあたらぬ範囲（財産処分の手続が不要な範囲）等を整理**

本来の事業実施に支障が生じない範囲（概要）

- 本来事業の利用者数と参加支援の利用者数の合計が事業所等の定員の範囲内であること。
- 利用については本来事業の利用者を優先し、参加支援の利用は、事業所等の余力の範囲で行うこと。
- 当該事業所の職員が参加支援利用者の支援にもあたる場合は、利用者合計数に応じた人員配置が行われていること。
 - ※ 本来事業の専任職員について、運営基準上、利用者の支援に支障が無い範囲で兼務が認められている場合は、参加支援利用者の支援にもあたる事が可能。

財産処分手続が不要な範囲（概要）

- 本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的な使用
 - ・ 本来事業の**営業時間外や休日**で一時的に使用する場合
 - ・ 本来事業の**空き定員等**を活用して、本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的に使用する場合
 - ※ 一時的な使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合をいう。
- (注) 本来の事業を廃止したり、事業規模を縮小して他用途に使用する場合には財産処分手続が必要

※ 「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発第0331第11号、老発0331第4号 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）参照

<多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用例>

○入所施設・居住系サービスの場合

- ・ 居住に課題を抱える者につき、入所施設等に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で入所者等として受け入れる。
- ・ 空きスペースを他分野の支援に活用する。

○通所事業所・多機能系事業所の場合

- ・ 社会参加・日常生活に課題を抱える者につき、日中を過ごす場として、通所事業所や多機能系事業所に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れる。
- ・ 空きスペースを他分野の支援に活用する。

○就労支援施設の場合

- ・ 就労に課題を抱える者につき、就労等に向けた活動を行う場として、就労支援施設に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れる。
- ・ 空きスペースを 他分野の支援に活用する。

**飲酒運転は、
絶対しない！させない！許さない！
そして、見逃さない！**



私たちは宣言します。

飲酒運転撲滅



自分にできること。

飲酒運転は、絶対しない。
家族や知人にも、絶対させない。



企業にできること。

従業員に、
飲酒運転を絶対させない。



お店にできること。

従業員はもちろんお客様に、
飲酒運転を絶対させない。

「見逃さない」飲酒運転を見たら110番！

※飲酒運転撲滅条例により、全ての県民は飲酒運転を見た場合等は、警察官に通報しなければなりません。

※道交法により、自動車や二輪車だけでなく、原動機付自転車（一般、特定小型）、自転車などすべての車両等の飲酒運転は禁止されています。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(飲酒運転撲滅条例) 概要

県民の責務等

- ・ アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても**車両等**を運転してはいけません
- ・ 家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その**防止**に努めましょう。
- ・ 飲酒運転を見かけたとき等は、**警察官(110番)**に**通報**しなければなりません。



飲酒運転で検挙・警告された場合

- ・ **基準値※未満で警告(1回目)**
飲酒行動に関する指導を受けるよう努めなければなりません。
※呼気中のアルコール濃度が0.15mg/L以上
- ・ **検挙(1回目)または警告(2回目)**
アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けなければなりません。
- ・ **5年以内に再び検挙か警告**
アルコール依存症に関する**受診が命じられます**(命令に従わない場合は**5万円以下の過料**)。

検挙・警告の取扱いの詳細はこちらのQRコードから(県HP)



事業者の責務等

- ・ 業務上車両の運転が必要な場合は、運転者が**酒気を帯びていないことを確認**しましょう。
- ・ 特定事業者※や、飲食店がテナントに入っているビル等の所有者、参加者が飲酒をする可能性がある多人数のイベントの主催者は、飲酒運転撲滅に関するポスター等の**啓発文書を掲示**しましょう。
- ・ 飲食店は、来店者の飲酒運転を防止するため、来店者に車両利用の有無を確認し、**運転代行の紹介等**を行いましょ。また、**運転者(ハンドルキーパー)**には、**酒類を提供しないように**しましょ。
- ・ 特定事業者※やイベント主催者、タクシー事業者、自動車運転代行業者は、**飲酒運転をしようとするのをやめさせましょ**。また、**飲酒運転を見かけたときは、警察官(110番)に通報**しなければなりません。
- ・ 特定事業者※とタクシー事業者・自動車運転代行業者は、その従業者などに対して**飲酒運転の通報訓練**を実施しましょ。



※酒類を提供する飲食店の営業者、酒類販売業者、駐車場の所有者・管理者

事業者 従業員等が飲酒運転で検挙された場合

公安委員会から通勤・通学先に通知

通知を受けた事業者は**再発防止のため、研修、指導等**を行わなければなりません。

飲食店 来店者が飲酒運転で検挙された場合

1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その**取組を怠ったとき**

店名等の公表、指示書の店内掲示命令

掲示しない場合、**5万円以下の過料**

飲酒運転は犯罪です！ 道路交通法による罰則もあります

酒酔い運転



罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

行政処分

運転免許取消

酒気帯び運転



罰則

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分

運転免許取消
または免許停止(90日間)

さらに、人を死傷させた場合は「自動車運転死傷処罰法」による20年以下の懲役、「刑法」による5年以下の懲役が科されるケースがあります。

身近な人が飲酒運転しないか心配...という方

飲酒運転相談窓口

☎092-609-9110

月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)10時～16時



飲酒運転をしてしまいそうな人、身近な人の飲酒運転に悩んでいる人などからの相談に親身に応じます。お気軽にご相談ください。(相談無料)

みんなの力で飲酒運転をなくしましょう！



毎月25日は、飲酒運転撲滅の日です。

問合せ先：交通事故をなくす福岡県県民運動本部(福岡県庁11階・県民生活部 生活安全課内) ☎092-643-3167

令和6年8月発行

安全運転管理者制度

1 安全運転管理者制度とは

安全運転管理者制度とは、事業所における安全運転を確保するための制度です。

車両等の使用者は、業務で使用する車両を点検・整備したり、運転手が安全に運転できるように運行計画を立てたり、運転手に対して色々と指示したり…と、事故が起きないように、また事故を起こさないように努めなければなりません。

しかし、車両や運転手が多ければ、そのすべてを一人で行うことは不可能です。

そこで、使用者に代わり具体的にチェックを行う者として、「安全運転管理者」を選任させることとしているのです。

2 自動車の使用者の義務

自動車の使用者は、その使用する自動車が規定の台数以上の場合、その使用の本拠ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任しなければなりません。また、選任したときは15日以内に公安委員会へ届け出なければなりません。

選任及び届出を怠ると処罰されることがあります。



自動車の使用者とは

その自動車を使用する権限を有し、かつその自動車の運行を直接管理する者をいいます。
具体的にいえば、事業所の代表者や営業所の所長などがこれにあたります。

【道路交通法第74条の3第1項】安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

【選任しなかった場合】50万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

【道路交通法第74条の3第4項】副安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。

【選任しなかった場合】50万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

【道路交通法第74条の3第5項】選任、解任届出義務

自動車の使用者は、安全運転管理者または副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に、所定の事項を自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

【届出しなかった場合】5万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

※ 法人等両罰とは…会社等の法人にも責任がある場合は、その法人にも刑罰が科せられる。

3 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数

1. 安全運転管理者

- 乗車定員11人以上の自動車を使用している場合…1台以上
- その他の自動車を使用している場合…5台以上



- 台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。以下副安全運転管理者を選任する場合にも同じ。
- 総排気量が50CC未満の一種原付は含まない。



$$\begin{array}{c} \text{軽自動車} \\ 4 \end{array} + \begin{array}{c} \text{バイク} \\ (4 \times 0.5) \end{array} = 6 \text{ 台}$$

安全運転管理者の選任が必要となります。

2 副安全運転管理者

- (車種、乗車定員関係なく)すべての自動車を使用している場合…20台以上
- 以降20台増加するごとに、副安全運転管理者を選任するものとする。
- 台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。
- 総排気量が50CC未満の一種原付は含まない。



$$\begin{array}{c} \text{トラック} \\ 12 \end{array} + \begin{array}{c} \text{軽自動車} \\ 9 \end{array} = 21 \text{ 台}$$

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任が必要となります。

4 安全運転管理者等の選任要件

◎ 安全運転管理者

- 20歳以上の者（副安全運転管理者を選任する事業所にあたっては、30歳以上の者）
- 2年以上の運転管理の実務経験を有する者
※「運転管理の実務経験」とは、運転者（従業員）に対する指導・監督業務の実務経験をいいます。
※必ずしも安全運転管理者としての経験をいうものではありません。
- 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない者
 - ・ ひき逃げ
 - ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転
 - ・ 酒酔い運転や酒気帯び運転に対し車両や酒類を提供する行為
 - ・ 酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に依頼・要求して同乗する行為
 - ・ 次の違反の下命・容認
（酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反）
 - ・ 自動車使用制限命令違反

◎ 副安全運転管理者

- 20歳以上の者
- 1年以上の運転管理の実務経験を有する者か、3年以上の運転経験を有する者
- 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- 過去2年以内に一定の違反行為をしたことのない者
※一定の違反行為とは、安全運転管理者の場合と同じ

5 安全運転管理者等の届出手続

安全運転管理者等を選任したときや、届出事項に変更が生じたときは、事業所を管轄する警察署を通じて、公安委員会に届け出なければなりません。

届出手続に際し必要な書類は、次表のとおりです。これらの書類をすべて揃えて、事業所を管轄する警察署の交通課に提出してください。

- ※ 警察署の受付時間は、平日の9：00～16：00まで
- ※ 書類が不足している場合受付できません。
- ※ FAXや郵送では受付できません。
- ※ 「e-Gov」からオンライン申請ができます（令和7年12月15日～）。

安全運転管理者等の届出手続に際する必要書類

項目	安全運転管理者等 に関する届出書	新管理者の住民票 (3ヶ月以内発行)	運転記録証明書 (1ヶ月以内発行)
安全運転管理者等を 選任 する場合	○(必要)	○(必要)	○(必要)
安全運転管理者等を 交代 する場合	○(必要)	○(必要)	○(必要)
届出事項(代表者名等)を 変更 する場合	○(必要)	×(不要)	×(不要)
安全運転管理者等を 解任 する場合	○(必要)	×(不要)	×(不要)

【届出書様式】

安全運転管理者等に関する届出書は、[県警のホームページ](#)からダウンロードするか、警察署の交通課窓口で入手してください。

- 安全運転管理者に関する届出書
- 副安全運転管理者に関する届出書

【記載例】

安全運転管理者等に関する届出書の記載要領は、県警ホームページからダウンロードして参考にしてください。

- 安全運転管理者に関する届出書記載例【新規専任】
- 安全運転管理者に関する届出書記載例【専任交代】
- 安全運転管理者に関する届出書記載例【届出事項の変更①例：社名変更、所在地変更】
- 安全運転管理者に関する届出書記載例【届出事項の変更②例：代表者変更】
- 安全運転管理者に関する届出書記載例【解任（交替なし）】

【注意事項】

- 届出書に社印や代表者印は必要ありません
- 住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)は、新しく安全運転管理者等になる方のものを提出してください。
- 住民票は、氏名、生年月日、住所が記載されたもので結構です。(本籍地や家族についての記載は不要)
- 県外に住民票がある方は、住民票と併せて、会社作成の「居住証明書」(様式不問)を提出してください(現在の居住地を証明するためのものです。)
- 運転記録証明書(1ヶ月以内に発行されたもの)は、自動車安全運転センターが発行するもので、過去の違反歴や事故歴を証明するものです。提出の際は、過去3年間のものを準備してください。詳しい取得方法については、こちら(自動車安全運転センターホームページ)をご覧ください。
- 届出書の提出先は、事業所を管轄する警察署の交通課です。

6 安全運転管理者等の業務

安全運転管理者は、その管理下の運転者に対して、国家公安委員会が作成・公表する「交通安全教育指針」に従った安全運転教育や、内閣府令で定める安全運転管理業務を行わなければなりません。

内閣府令で定める安全運転管理業務

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 運転者の適性等の把握 | 6 運転前後の運転者の酒気帯びの有無の確認 |
| 2 安全運転確保のための運行計画の作成 | 7 酒気帯びの有無の確認内容の記録等 |
| 3 危険防止のための交替運転者の配置 | 及び検知器の有効保持 |
| 4 異常気象時の安全確保の措置 | 8 運転日誌の備付けと記録 |
| 5 点呼等による安全運転の指示 | 9 運転者への安全運転指導 |

※安全運転管理者の業務拡充について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、令和4年4月1日から安全運転管理者の業務が拡充されました。

アルコール検知器の使用に係る規定については令和5年12月1日から義務化されました。

7 安全運転管理者等講習について

公安委員会は、安全運転管理者等に安全運転に必要な知識等を習得させるため、法定講習（安全運転管理者等講習）を実施しています。

自動車の使用者は、公安委員会から講習の通知を受けた際、選任している安全運転管理者等に、その講習を受講させる義務があります。

詳しくは、県警ホームページをご覧ください。